

家賃に関する

大切なお知らせ



下記の項目に**全て該当する世帯は、家賃額**
が下がる場合があります。



対象世帯

- 1 東日本大震災の被災による入居世帯
- 2 認定した収入の額が**80,000円以下**の世帯
「認定した収入の額」は、毎年2月下旬に送付されている家賃決定通知書で確認してください。
- 3 管理開始から**11年目以降**の復興住宅に住む世帯
該当する住宅は、**最後のページ**にありますのでご確認ください。

収入額認定兼家賃月額通知書

住宅名及び 住宅番号		認定基準日		摘要
認定の基礎となる金額				
続柄	入居(同居)者氏名	年間総所得額	控除金額	
本人		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
合計		円	円	
年間総所得額合計－控除金額合計 (A)		円	認定した収入の額 (A)÷12	円
年 月分から 適用される家賃月額	摘要			
円				

なぜ家賃が下がる可能性があるのか？

これまで東日本大震災により復興住宅へ被災入居された方は**国減免制度**・**市独自減免制度**が適用されておりますが、対象世帯の方に限り、**一般減免制度**または**市独自減免制度の負担が少ない方**を適用できるようになりました（詳しくは以下の区分をご覧ください。）。

減免制度	東日本大震災の被災入居者			その他の入居者
	減免申請書提出	管理開始から10年目までの住宅	管理開始から11年目以降の住宅	
国	不要	対象	制度終了	対象外
市独自	不要	対象	対象	対象外
一般	毎年度提出必要	対象外	対象（※）	対象

※減免申請書が提出され、市独自減免と比較して入居者の負担が少ない方を適用します。

一般減免制度の注意点

児童手当や障害年金・失業手当・仕送りなど非課税の収入も含めて減免額を算定するため、**毎年度の申請が必要**です。

また、**すべての方が一般減免の対象となるわけではありせん**のであらかじめご了承ください。

一般減免制度を受けるための手続き

収入状況を聞き取りの上、書類をご案内いたしますので詳しくはお問い合わせください。

問合せ先：宮城県住宅供給公社東部支社
入居管理班 TEL：0225-85-0301

令和 8 年度対象住宅 (管理開始から 1 1 年目以降の住宅)

No.	住宅名
1	新立野第一
2	新立野第二
3	新沼田第一
4	新沼田第二
5	新西前沼第一
6	新西前沼第二
7	あけぼの北
8	新西境谷地
9	青葉西
10	青葉東
11	二番谷地
12	新館
13	三ツ股第一
14	三ツ股第二
15	築山
16	大街道西第一
17	大街道西第二
18	大街道北
19	大街道東第三
20	泉町
21	中里一丁目
22	駅前北通り
23	立町
24	中央第一
25	中央第二
26	中央第三
27	日和が丘

No.	住宅名
28	門脇西
29	門脇東
30	中里六丁目
31	水押一丁目
32	水明北
33	住吉町
34	不動町
35	湊町
36	吉野町
37	大門町
38	筒場
39	栄田
40	黄金浜第一
41	黄金浜第二
42	黄金浜第三
43	浜松町
44	新渡波西
45	新渡波東 (戸建1~34号) (長屋1~3号棟) (戸建51~89号) (長屋A~F棟)
46	新沼
47	祝田
48	小竹浜
49	折浜
50	桃浦
51	月浦
52	牧浜

No.	住宅名
53	竹浜
54	福貴浦
55	鹿立浜
56	今泉前
57	六本木畑
58	間垣
59	波板
60	水浜北
61	唐桑
62	原
63	明神
64	小島
65	大浜
66	立浜
67	桑浜
68	熊沢
69	大須
70	名振西
71	名振東
72	水浜南
73	船戸
74	しらさぎ台
75	月浜
76	猪の沢
77	相川北
78	小網倉浜
79	大原浜

No.	住宅名
80	給分浜
81	十八成浜
82	清崎
83	鮎川寺前
84	鮎川熊野
85	泊浜
86	大谷川浜
87	鮫浦第一
88	鮫浦第二
89	前網浜第一
90	前網浜第二
91	根上り松
92	中里七丁目
93	沖六勺西
94	沖六勺東
95	南中里一丁目
96	キャッスルシティ 恵み野
97	メゾンドクレア A
98	サンボール門脇
99	セフィーラタウン A棟
100	ヴェルディサンフ レッチェ
101	アーバンスクエア 式番館
102	パークサイドヒルズ
103	ロイヤルステージ 水明 B棟
104	サンライズ旭